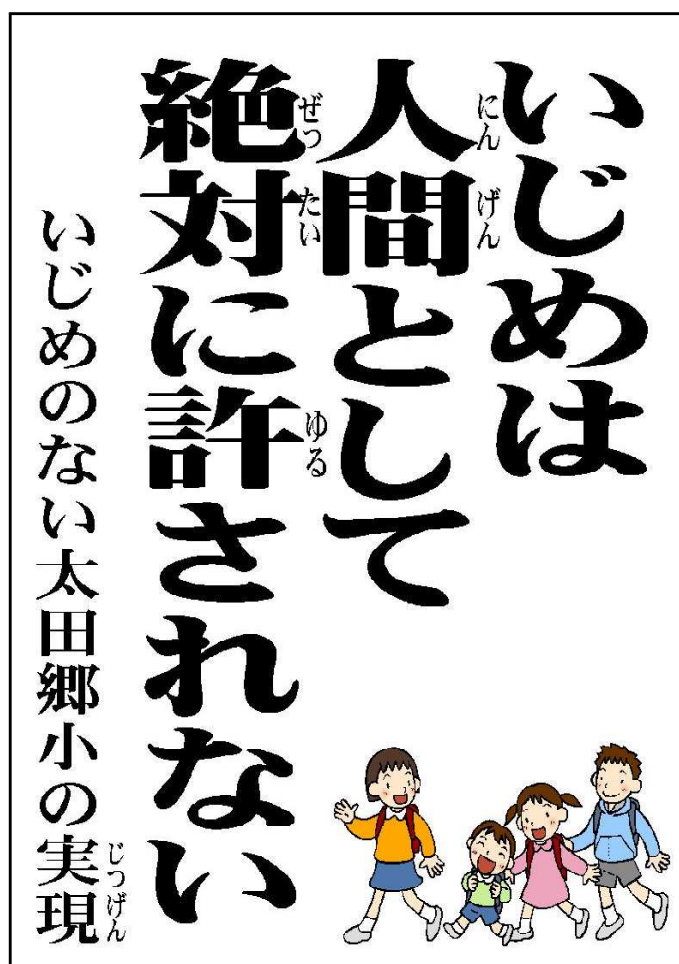


いじめ防止基本方針

～家庭と地域と学校の連携した取組により、いじめのない学校を目指す～



「太田郷小学校いじめ防止推進スローガン」

いじめ防止のキーワード

「規律」「学力」「自己有用感」

平成26年3月策定
八代市立太田郷小学校

- 1 「いじめ防止基本方針」の策定について（P 1）
- 2 いじめ防止等に関する基本理念（P 2）
 - （1）学校として
 - （2）保護者として
 - （3）子供として
- 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方（P 3）
 - （1）いじめの定義について
 - （2）いじめの理解について
 - （3）いじめの未然防止について
 - （4）いじめの早期発見について
 - （5）いじめの対処について
 - （6）保護者との連携について
 - （7）関係機関との連携について（重大事項への対処）
 - （8）懲戒権の適切な行使
 - （9）学校評価について
- 4 本校におけるいじめ等の実態（P 6）
 - （1）いじめの認知件数
 - （2）いじめ問題等の実態
- 5 本校におけるいじめ防止の取組（P 6）
 - （1）いじめ防止等の対策のための組織について
 - （2）いじめの未然防止のための措置
 - ア いじめについての共通理解（校内研修、全校集会等の取組）
 - イ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動の充実）
 - ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意（学習指導・生徒指導の充実）
 - エ 自己有用感や自己肯定感を育む（居場所づくり・絆づくり）
 - オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む（児童集会の充実）
 - カ 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用
 - オ 小中一貫・連携教育の取組
 - カ 情報モラル教育の充実（SNSによるいじめ対策）
 - （3）いじめの早期発見のための措置
 - ア 定期的なアンケート及び個人面談・教育相談の実施
 - イ 校内相談窓口の設置と周知
 - ウ 電話相談窓口等の周知
 - エ 日々の観察
 - オ 特別支援教育の視点から
 - （4）いじめの未然防止に係る指導等年間計画
 - （5）学校におけるいじめの対応
 - ア いじめの兆候の把握
 - イ いじめについての事実確認

- ウ いじめられている児童への対応
 - エ いじめている児童への対応
 - オ 周囲の児童への対応
 - カ いじめを受けた児童の保護者への対応
 - キ いじめた児童の保護者への対応
 - ク 保護者全体への対応
 - ケ 深刻ないじめへの対応
 - コ ネットいじめへの対応
- (6) いじめ問題への対応の手順
- (7) いじめ防止等への取組の評価について

6 重大事態への対応 (P 14)

- (1) 重大事態についての基準
- (2) 重大事態発生時の連絡体制
- (3) 重大事態発生時の初動

7 基本方針の見直し及び公表 (P 14)

-
- ※別紙1 「いじめの認知件数」(P 15)
 - ※別紙2-1 「いじめ防止対策委員会について」(P 16)
 - 2-2 「いじめ防止対策委員会の役割」(P 17)
 - ※別紙3 「いじめの未然防止に係る指導等年間計画」(P 18)
 - ※別紙4 「いじめ問題への対応の手順」(P 19)
-



1 「いじめ防止基本方針」の策定について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そこで、児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）が施行され、文部科学大臣は、法第11条の規定により、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日に決定。以下「国の基本方針」という）を示しました。

熊本県では、法第12条の規定に基づき、国の基本方針を踏まえ、いじめの防止（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という）を策定しました。

本校では、法第13条の規定に基づき、国及び県の基本方針を踏まえ、太田郷小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「八代市立太田郷小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という）を策定しました。

【いじめ防止対策推進法】

第1条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第11条（いじめ防止基本方針）

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に深刻な危険を生じさせる恐れがあります。よって、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身に対応することが大切です。そのことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にす精神を育成することや、教職員自身が、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという指導観に立った指導を徹底することが重要です。

本校では、「豊かな心を持ち、自ら学び自ら未来を切り拓く子どもの育成」を教育目標としており、人権教育を基盤とした教育を実施しています。そして、いじめは、児童にとって、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、いじめの防止を最も重要な案件として取り組んでいます。

その基本となる方向性は次の通りです。

(1) 学校として

- ・ あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・ 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ・ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談、教育相談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

(2) 保護者として

- ・ どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・ 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ・ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 子供として

- ・ 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、自分を大切にするとともに、他者を大切にす心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの定義について

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定されることのないように留意する必要があります。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることから、当該児童の表情や様子等をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認したりする必要があります。

第2条における「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団などとの人的関係を指すものとします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを指すものとします。その際、けんかは除きます。しかし、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

手紙やメールなどで悪口等を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を直接感じていない場合でも、加害行為を行った児童に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導（対応）が必要です。

好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合には、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで指導（対応）する必要があります。

具体的ないじめの態様には、裏表紙（校内掲示しているポスター）のようなものがあります。

(2) いじめの理解について

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。中でも、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものです。

（※1「国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果」参照）また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を及ぼすことにもなりかねません。

※1【国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査 2010-2012 の結果】(平成25年7月)

仲間はずれ・無視・陰口など暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

(3) いじめの未然防止について

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要があります。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことです。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくり出していくものと期待されます。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクル(Plan計画→Do実行→Check評価→Act改善)に基づく取組を継続することが大切です。

また、これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性についての認識を家庭や地域に広め、三者(学校・家庭・地域)が一体となった取組を推進するための普及啓発も必要です。

(4) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要があります。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切です。

そのためには、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する必要があります。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要があります。

(5) いじめへの対処について

校長、教頭、主幹教諭(兼生徒指導主事)の他、校長が指名する職員及び担当者からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織(以下「いじめ防止対策委員会」という)を常設します。ただし、基本的には全職員ですべての事案に対応します。なお、事態の性質に応じて適切な専門家(SCやSSW、警察等)を加えるものとします。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止対策委員会の役割としては、次の通りとします。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」の年間計画の作成・実行・検証・修正をPDCAサイクルで行う中核としての役割を担う。
- 教職員が発見した児童のいじめに関するわずかな兆候や懸念、児童や保護者等からの訴えなどの報告・相談・通報の窓口（主に主幹教諭〔兼生徒指導主事〕が担う）としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

※詳細については、別紙2「いじめ防止対策委員会について」参照

（6）保護者との連携について

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

（7）関係機関との連携について（重大事態への対処）

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（年間30日が目安）などの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

第五章 重大事態への対処

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その

他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(8) 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

(9) 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

4 本校におけるいじめ等の実態

合言葉

「規律ある態度の育成、確かな学力の獲得、自己有用感の高揚」

(1) いじめの認知件数

※別紙1参照

(2) いじめ問題等の実態

「心のアンケート」調査を始めた平成23年度から平成25年度まで、いじめの発生率は増加傾向にあります。これは、平成25年度に、全児童に対し「いじめの態様」を明確に示したことが、いじめに対する認識を深めたからではないかと推測されます。また、いじめの発生率を男女別に見てみると、女子の方が顕著に増加しています。その内容は、「暴力を伴わないいじめ」がほとんどで、解消へ向けた取組も困難さを増しているのが現状です。よって、いじめの未然防止に向けた取組の必要性を強く感じます。

5 本校におけるいじめの防止の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織について

※別紙2(1・2)参照

(2) いじめの未然防止のための措置

ア いじめについての共通理解(校内研修、全校集会等の取組)

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図っていきます。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成します。さらに、常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示します。

【計画・推進：いじめ防止対策委員会・校内研修担当・全教職員】

イ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動の充実）

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう努めます。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。（手法：「ソーシャルスキル・トレーニング」「ピア（仲間）・サポート」）

○「ソーシャルスキル・トレーニング」

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間で練習を行う取組。

○「ピア（仲間）・サポート」

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う取組。

【計画・推進：道徳教育担当・人権教育担当・図書館教育担当・特別活動担当・全教職員】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意（学習指導・生徒指導の充実）

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり、分かりやすい授業づくりを進めていくこと、また学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくようにします。さらに、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むように努めます。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので慎みます。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、指導することも大切にします。

【計画・推進：生徒指導主事・全教職員】

エ 自己有用感や自己肯定感を育む（居場所づくり・絆づくり）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努めます。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫します。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも大切にします。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む必要があります。幅広く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長

発達を感じ取り、自らを高めることができるものと思います。

【計画・推進：特別活動担当・道徳教育担当・全教職員】

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む（児童会活動・学級活動の充実）

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進することを支援します。例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置などや、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを児童自身が主体的に考えるような取組を工夫します。

なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もあるので、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけます。

【計画・推進：児童会担当・全教職員】

カ 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

本指導プログラムに基づき、児童の実態等に応じて、各学年の道徳の時間、学級活動、各教科等を組み合わせたユニットを構成し、「命を大切にできる心」を育む指導を行います。その際の視点は次の3点とします。

視点①：自己実現＝自分の存在の大切さを知り、夢や目標を持ち、その実現に向けて努力することの大切さや他の人に貢献することのすばらしさについて理解を深める。

視点②：共生＝家族、友人、集団、社会、自然等とのかかわりを通して、他者の生き方や他者の命に対する理解を深める。

視点③：自尊感情＝自尊感情の要素を自己肯定感、自己有用感、自己効力感の三つとし、プログラム全体の中で育む。

【計画・推進：いじめ防止対策委員会・全教職員】

オ 小中一貫・連携教育の取組

八代市立第二中学校及び八代市立龍峯小学校との連携を密にし、滑らかな進学、いわゆる「中1ギャップの解消」を中心課題とした取組（情報交換・交流学习等）に努めます。

【計画・推進：八代第二中学校区小中一貫・連携教育協議会・全教職員】

カ 情報モラル教育の充実（SNSによるいじめ対策）

全児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして、SNSによるいじめの防止に努めます。

【計画・推進：情報教育担当・各教職員】

（3）いじめの早期発見のための措置

ア 定期的なアンケート及び個人面談・教育相談の実施

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な個人面談、教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。また、保護者用のいじめチェックシートの活用等を促進し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな

成長を支援していきます。

【アンケート作成：いじめ防止対策委員会】【アンケート調査：各担任】

【個人面談：各担任（全児童対象）※面談時間の確保は教務主任が行う】

【教育相談：養護教諭（保健室）・児童生徒支援担当（相談室）】

アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で児童の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てることが必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。（平成22年9月14日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について（通知）』及び国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「生徒指導リーフ4 いじめアンケート」等を参照）

イ 校内相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検します。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知します。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱います。

【相談窓口：養護教諭（保健室）・児童生徒支援担当（相談室）】

【相談体制の点検：いじめ防止対策委員会】 【相談体制の周知：いじめ防止対策委員会】

【個人情報の取扱いの決定：いじめ防止対策委員長（校長）】

児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

ウ 電話相談窓口等の周知

年度当初及び長期休業日前に生活のしおりと共に、いじめ等に係る電話相談窓口等を周知します。

【周知：いじめ防止対策委員会】【方法：紙面にて全保護者に配付】

エ 日々の観察

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、いじめの早期発見に努めます。なお、これらにより集まったいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有します。

【実施：全教職員】

オ 特別支援教育の視点から

障がい（発達障がいを含む）について、全職員で適切に理解した上で、共通した指導をする

ことを大切にします。

【指導方針：特別支援学級担任】

(4) いじめの未然防止に係る指導等年間計画

※別紙3参照

(5) 学校におけるいじめへの対応

ア いじめの兆候の把握

次のようにして、いじめの兆候を把握します。

- ①児童に対し、日頃から全人格的な接し方を心がけ、深い信頼関係を築く。
- ②児童の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ③スクールカウンセラーや養護教諭など専門家との連携に努める。
- ④児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、いじめの兆候等に関する情報は、どんな些細なことであっても真剣に受け止め、すみやかに生徒指導主事に連絡し、適切かつ迅速な対応する。
- ⑤児童の仲間意識や人間関係の変化に留意し、いじめの発見や対応に努める。(観察・日記等)

学校でのサインについて

朝の会：・遅刻・欠席が増える。

- ・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。
- ・表情がさえず、うつむきがち。
- ・出席確認の際、声が小さい。

授業の開始：・忘れ物が多くなる。

- ・涙を流した気配が感じられる。
- ・用具、机、椅子等が散乱してる。
- ・周囲が何となくざわついている。
- ・席を替えられている。
- ・一人だけ遅れて教室に入る

授業中：・正しい答えを冷やかされる。

- ・グループ分けで孤立しがちである。
- ・発言に対し、しらけや嘲笑が多い。
- ・保健室によく行くようになる。
- ・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。
- ・ひどいアダ名で呼ばれる。
- ・不まじめな態度で授業を受ける。(やらされている可能性あり)
- ・ふざけた質問をする。(やらされている可能性あり)
- ・テストを白紙で出す。(やらされている可能性あり)

休み時間：・一人でいることが多い。

- ・集中してボールを当てられる。
- ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。
- ・遊びの中で、いつも同じ役をしている。
- ・休み時間用事もないのに職員室等に来る。
- ・遊びの中で孤立しがちである。
- ・プロレスごっこで負けることが多い。
- ・大声で歌を歌う。(やらされている可能性あり)
- ・仲良しでない者とトイレに行く。(やらされている可能性あり)

- 給食時間：
 - ・食べ物にいたづらをされる。
 - ・嫌われるメニューの時に多く盛られる。
 - ・グループで食べる時、席を離している。
 - ・その子どもが配膳すると嫌がられる。
 - ・好きな物を級友に譲る。(やらされている可能性あり)
- 清掃時間：
 - ・目の前にゴミを捨てられる。
 - ・最後まで一人です。
 - ・椅子や机がぼつんと残る。
 - ・さぼることが多くなる。(やらされている可能性あり)
 - ・人の嫌がる仕事を一人です。(やらされている可能性あり)
- 放課後：
 - ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。
 - ・用事がないのに学校に残っている日がある。
 - ・顔にすり傷や鼻血の跡がある。
 - ・部活動に参加しなくなる。
 - ・急いで一人で帰宅する。
 - ・他の子の荷物を持って帰る。(やらされている可能性あり)
- 動作や表情：
 - ・活気がなく、おどおどしている。
 - ・視線を合わさない。
 - ・教師と話するとき不安な表情をする。
 - ・寂しそうな暗い表情をする。
 - ・手遊び等が多くなる。委員や係を辞めたいと言うなどやる気を失う。
 - ・独り言を言ったり急に大声を出したりする。
 - ・言葉遣いが荒れた感じになる。
- 持ち物や服装：
 - ・教科書等にいたづら書きされる。
 - ・刃物等、危険な物を所持する。
 - ・持ち物、靴、傘等を隠される。
- その他：
 - ・日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。
 - ・飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。
 - ・教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。
 - ・下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。
 - ・教材費、写真代等の提出が遅れる。
 - ・インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。
 - ・校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。

家庭でのサインについて

- ・衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言いつたりする。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

イ いじめについての事実確認

いじめの事実確認は次のようにして行います。

- ①いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけで

なく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

- ②いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くこととがないようにする。

ウ いじめられている児童への対応

いじめられている児童への対応は次のようにします。

- ①何があってもいじめを受けている子どもの立場に立って対応する。「あなたを絶対守り抜く」ということをきちんと伝えることで安心感を持たせ、心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努める。
- ②児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談室を設け、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。
- ③いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められる。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
- ④いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替えを行うことも必要である。また、必要に応じて児童の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよいものとする。
- ⑤いじめられる児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要がある。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応すべきである。

※上記からの措置を講ずることについて、学校、教育委員会、及び保護者は、日頃から十分な共通理解を持っておくことが大切である。

エ いじめている児童への対応

いじめている児童への対応は次のように行います。

- ①いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続する。【指導：各担任・生徒指導主事等】
- ②いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合は、その措置を講じる。【決定：いじめ防止対策委員会】
- ③いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることもある。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を積極的に図る。【決定：いじめ防止対策委員会】

オ 周囲の児童への対応

周囲の児童への対応は次のように行います。

- ①どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高める。
- ②いじめに関する事実を確認することで、いじめを受けた子どもの心の痛みや苦しみを感ぜさせ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させ

る。

カ いじめを受けた児童の保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者への対応は次のように行います。

- ①家庭訪問等で話し合いの機会を早急に持ち、具体的な対応策を協議する。
- ②誠意ある対応を心がけ、学校としていじめを受けている子どもを守り通すという立場を明確にし、信頼関係を築き、解決するまで継続的に連携を図る。

キ いじめた児童の保護者への対応

いじめた児童の保護者への対応は次のように行います。

- ①いじめの事実を正確に伝え、子どものより良い変容のためにも毅然とした指導が必要だと理解してもらう。
- ②教師が仲介役となり、いじめを解決するために保護者同士が理解し合い、協力することが重要であることを伝える。

ク 保護者全体への対応

保護者全体への対応は次のように行います。

- ①学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらおうようにする。
- ②いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
- ③実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。決して、事実を隠蔽するような対応はしない。
- ④いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合は、その経緯及び今後の対策等について説明し、理解と協力を得る。

ケ 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめへの対応は次のように行います。

- ①深刻ないじめを行う児童に対しては、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導を講じることがある。なお、出席停止を命ずる場合は、児童及び保護者に対し、出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童及び保護者の意見を聴取することに配慮する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行う。
- ②いじめられる児童を守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、時機を逸することのないよう留意する。この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応する。

コ ネットいじめへの対応

ネットいじめへの対応は次のように行います。

- ①児童の実態把握に基づいて、学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルの指導を行う。
- ②児童に情報化社会でのルール・マナーについて考えさせ、誹謗中傷はいじめであり、人間と

して恥ずかしい行為であることを理解させ、絶対にしないように指導の徹底を図る。

- ③児童や保護者にネット使用の危険性を知らせ、フィルタリングサービスの徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように指導する。

(6) いじめ問題への対応の手順

※別紙4参照

(7) いじめ防止等への取組の評価について

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討します。また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図ります。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態についての基準

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者→担任→学年主任→主幹教諭(生徒指導主事)→教頭→校長
 - ② 校長→教育委員会学校教育課
- ※緊急時には、臨機応変に対応する。
※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ対策委員会の招集
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

7 基本方針の見直し及び公表

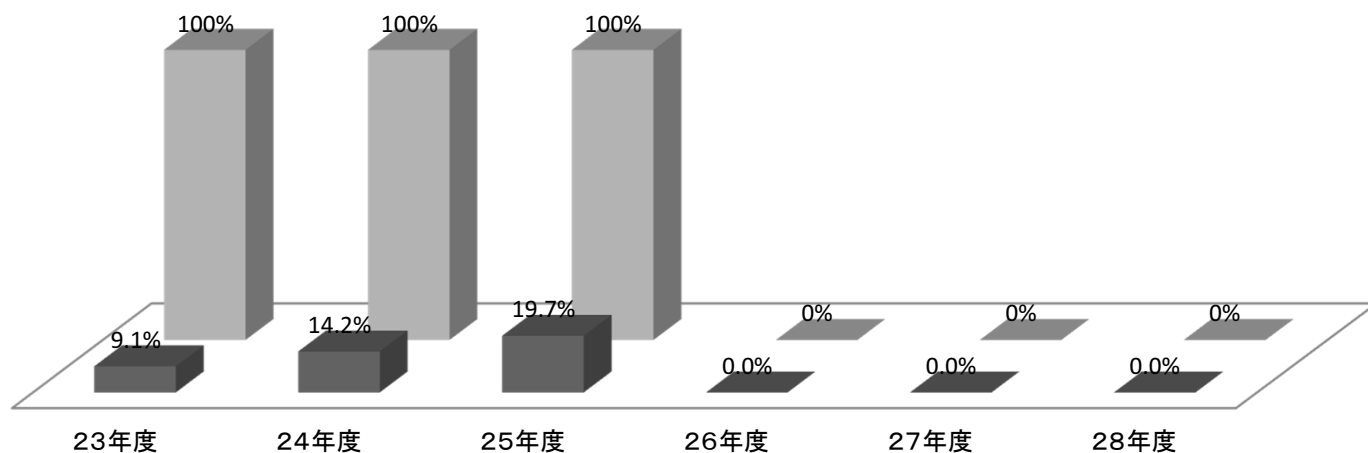
- ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価します。
- いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

いじめの認知件数

| | | 1年生 | | 2年生 | | 3年生 | | 4年生 | | 5年生 | | 6年生 | | いじめ認知総数 | | 全児童数 | | 発生率 | | 解消率 |
|-----------|------------|---------|------------|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|------|---------|-----|---------|------|------|------|---------|---------|------|
| 年度 | 男女別いじめ認知件数 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | |
| | | 23年度 | 男女別いじめ認知件数 | 9 | 8 | 3 | 2 | 6 | 8 | 9 | 10 | 6 | 0 | 4 | 3 | 37 | 31 | 401 | 346 | 9.2% |
| 学年いじめ認知件数 | 17 | | 5 | | 14 | | 19 | | 6 | | 7 | | 68件 | | 747人 | | 9.1% | | | |
| 学年児童総数 | 130 | | 116 | | 103 | | 140 | | 121 | | 137 | | | | | | | | | |
| 学年いじめ発生率 | 13.1% | | 4.3% | | 13.6% | | 13.6% | | 5.0% | | 5.1% | | | | | | | | | |
| 24年度 | 男女別いじめ認知件数 | 12 | 11 | 13 | 13 | 10 | 7 | 6 | 5 | 11 | 7 | 5 | 2 | 57 | 45 | 368 | 348 | 15.5% | 12.9% | 100% |
| | 学年いじめ認知件数 | 23 | | 26 | | 17 | | 11 | | 18 | | 7 | | 102件 | | 716人 | | 14.2% | | |
| | 学年児童総数 | 104 | | 133 | | 114 | | 108 | | 137 | | 120 | | | | | | | | |
| | 学年いじめ発生率 | 22.1% | | 19.5% | | 14.9% | | 10.2% | | 13.1% | | 5.8% | | | | | | | | |
| 25年度 | 男女別いじめ認知件数 | 26 | 23 | 7 | 10 | 8 | 12 | 15 | 5 | 7 | 13 | 8 | 9 | 71 | 72 | 376 | 349 | 18.9% | 20.6% | 100% |
| | 学年いじめ認知件数 | 49 | | 17 | | 20 | | 20 | | 20 | | 17 | | 143件 | | 725人 | | 19.7% | | |
| | 学年児童総数 | 119 | | 104 | | 132 | | 117 | | 113 | | 140 | | | | | | | | |
| | 学年いじめ発生率 | 41.2% | | 16.3% | | 15.2% | | 17.1% | | 17.7% | | 12.1% | | | | | | | | |
| 26年度 | 男女別いじめ認知件数 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 401 | 346 | 0.0% | 0.0% | 100% |
| | 学年いじめ認知件数 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0件 | | 0人 | | #DIV/0! | | |
| | 学年児童総数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学年いじめ発生率 | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | | | | | | | |
| 27年度 | 男女別いじめ認知件数 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | #DIV/0! | #DIV/0! | 100% |
| | 学年いじめ認知件数 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0件 | | 0人 | | #DIV/0! | | |
| | 学年児童総数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学年いじめ発生率 | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | | | | | | | |
| 28年度 | 男女別いじめ認知件数 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | #DIV/0! | #DIV/0! | 100% |
| | 学年いじめ認知件数 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0件 | | 0人 | | #DIV/0! | | |
| | 学年児童総数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学年いじめ発生率 | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | #DIV/0! | | | | | | | | |

いじめ発生率等の推移

■ 発生率



〇いじめ防止対策委員会について

「いじめ防止対策委員会」設置要項

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策委員会」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめは全ての学校・児童等に関する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(名称)

第3条 名称を八代市立太田郷小学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」という。）とする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、校長、教頭、主幹教諭（兼生徒指導主事）の他、校長が指名する職員及び担当者によって構成する。また、校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第5条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童に対する指導
- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

※委員会は、毎月1回開催する。いじめを発見した場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

【具体的取組】

| 【通常】 未然防止・実態把握の取組 | 【緊急】 いじめ事案発生時の取組 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間指導計画の作成 ○「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの作成と実施 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間での情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急いじめ防止対策委員会の開催（教育委員会・警察等関係機関との連携） ○事例に係る指導方針の決定と具体的な取り組みの提示・周知（組織的な対応） ○専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮） ○保護者等との連携 ○サポートチームの対応策検討 ○緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施 |

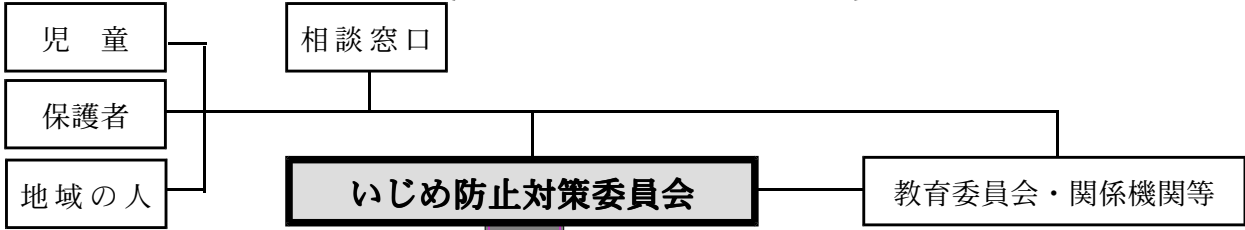
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。（P D C Aサイクルでの取組検証）

いじめ防止対策委員会の役割



委員会は、校長、教頭、主幹教諭（兼生徒指導主事）の他、校長が指名する職員及び担当者によって構成する。また、校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

- 未然防止**
- 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
 - いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
 - 「命を大切にする心」を育むプログラムの作成・実行
 - いじめに関する授業等の実施、児童会等による取組の支援
 - いじめに関する校内研修等の計画・実行
 - 学校評価による検証と学校いじめ防止基本方針の見直し

- 早期発見**
- 心のアンケートや心のきずなを深めるプログラムに係る教育相談事前アンケート、学校独自に行う生活アンケートの実施・分析・活用
 - 全児童を対象とした個人面談（担任）及び教育相談（養護教諭等）の計画・実施
 - いじめの発見チェックシートの保護者配付及び情報の共有
 - 学校だよりや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

- 早期対応**
- 速やかな対応策の検討・実施（チーム対応）
 - 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
 - 加害の子供やその保護者に対する組織的・継続的な観察・指導等
 - 関係機関（警察等）との情報の共有

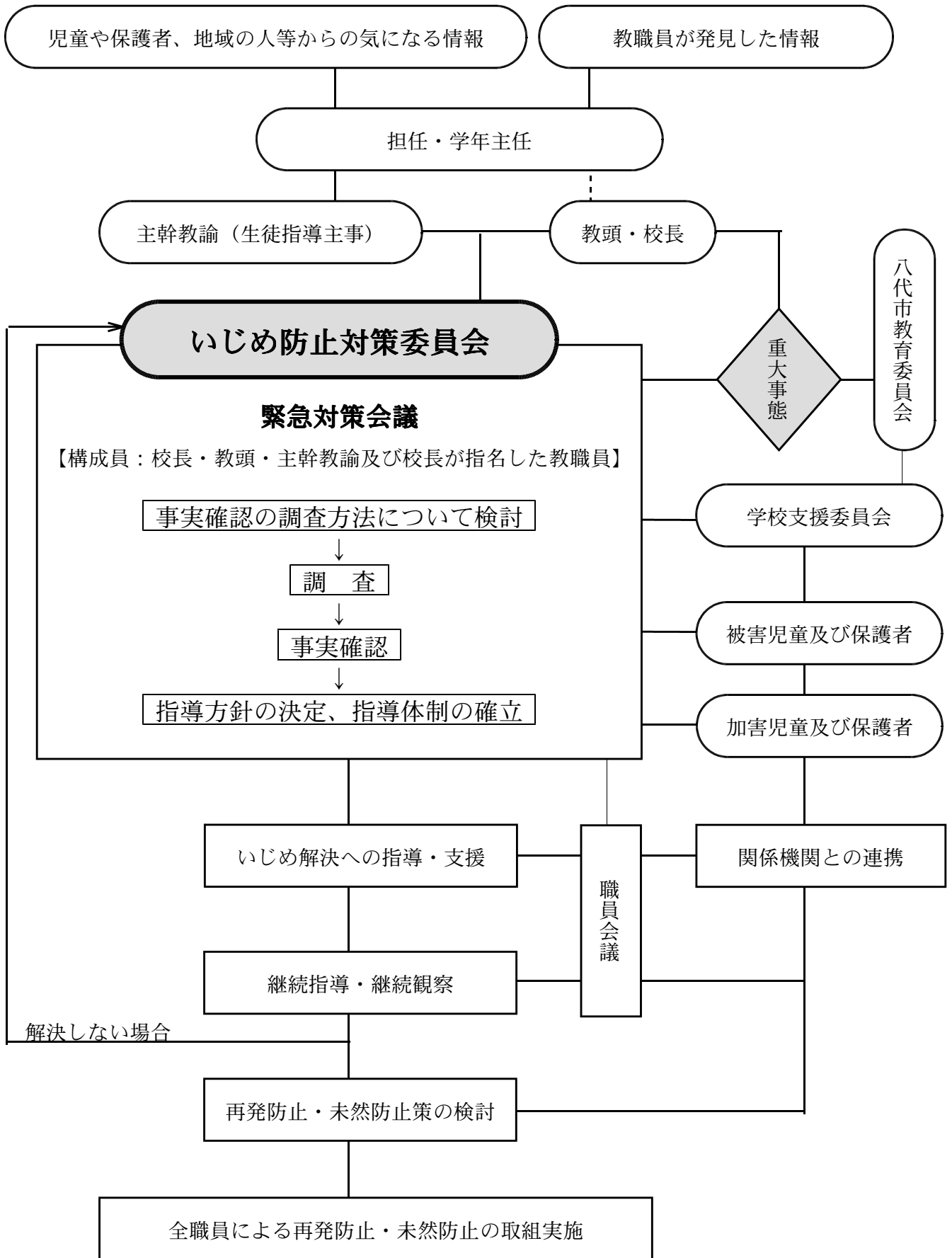
- 重大事態への対処**
- 教育委員会への報告と連携
 - 被害の子供に対するチームでの保護や情報の共有の徹底
 - 被害の子供に対する緊急避難措置の検討・実施
 - 加害の子供に対する懲戒や出席停止の検討・実施
 - 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
 - いじめ対策緊急保護者会の開催
 - 法28条に基づく調査を実施するため、教育委員会が設置する組織との連携・協力

※重大事態とは
 1 いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 2 いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめの未然防止に係る指導等年間計画
～「規律」「学力」「自己有用感」を高めるために～

| | 教職員の活動 | 児童の活動 | 保護者への活動 |
|-----|--|--|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の検討【いじめ防止対策委員会】 いじめ対策に関する共通理解 「命を大切に作る心」を育むプログラムの検討 いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 学級開き、学級のルールづくり【学級活動】 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【お見知りの会】 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策についての啓発【学校HP】【家庭訪問】【学校・学級便り】 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 心のアンケートの調査及び個人面談、教育相談の実施 いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【春の遠足・集団宿泊研修】 | <ul style="list-style-type: none"> 情報交換【学級懇談会】 いじめ防止対策についての啓発(心のアンケート結果公表)【学校HP】【学校便り】 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 「心のきずなを深める月間」の推進 いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【修学旅行・平和集会】 | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 授業参観における人権教育の実施 いじめ防止対策委員会の開催 八代第二中学校区 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【水泳大会・夏季リーダー研修会】 | <ul style="list-style-type: none"> 情報交換【学級懇談会】 いじめ防止対策についての啓発【人権教育参観日】 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導に関する研修【校内研修】 | | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> 心のアンケートの調査及び個人面談、教育相談の実施 いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策についての啓発(心のアンケート結果公表)【学校HP】【学校便り】 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【運動会】 | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 心のアンケートの調査及び個人面談、教育相談の実施 いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【中学校体験入学】 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策についての啓発(心のアンケート結果公表)【学校HP】【学校便り】 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【持久走大会】 | <ul style="list-style-type: none"> 情報交換【学級懇談会】 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 心のアンケートの調査及び個人面談、教育相談の実施 いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【縄跳び大会・新1年生体験入学】 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策についての啓発(心のアンケート結果公表)【学校HP】【学校便り】 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の開催 児童に関する情報交換【職員会議】 | <ul style="list-style-type: none"> 行事を通した仲間づくりや自己有用感等の育成【お別れ遠足】 | <ul style="list-style-type: none"> 情報交換【学級懇談会】 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ※いじめ防止対策委員会の役割については、別紙2-2を参照。 ※その他の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○「命を大切に作る心」を育むプログラムの実施 ・学力向上を目指した授業展開の工夫 ・道徳教育の充実(人権教育) ・情報モラルの向上(特活) ・正しい判断力の育成(道徳・特活) ・体験活動の推進(各教科) ○個人ノートや生活ノート等の活用(教師と児童のつながり強化) | <ul style="list-style-type: none"> ※その他の関連行事 <ul style="list-style-type: none"> 【中学校授業体験や龍峯小との交流等：第二中学校区小中一貫・連携教育】 【幼稚園・保育園及び高等学校との交流：十二校園連絡会】 【児童集会：児童会】 【人権集会】 【部活動】 【八代地区駅伝大会】 【あいさつ運動】 【八代地区陸上記録会】 【2年生の校区探検】 【3・4年生の見学旅行】 | <ul style="list-style-type: none"> ※いじめ発見チェックシートの活用促進 ※いじめ等に関する校内相談窓口及び相談機関の周知 ※携帯電話やインターネットによる通話やメール、掲示板等への書き込みでの約束づくりについての啓発 ※ゲーム等での約束づくりについての啓発 |

○いじめ問題への対応の手順



これはいじめです

^{ひや}
冷やかし、からかいをする

^{わるぐち} ^{もんく} ^{いや} ^い
悪口、おどし文句、嫌なことを言う

^{いや} ^い
かげで嫌なことを言う、する

^{しゅうだん} ^{むし}
集団による無視をする

^{なかま}
仲間はずれをする

^{あそ} ^{かる}
遊ぶふりをして軽くぶつかる、たたく、ける

ひどくぶつかる、たたく、ける

^{いや} ^{きけん}
嫌なこと、はずかしいこと、危険なことをさせる

^{もの}
物をかくす、とる、こわす、すてる

^{かね} ^{もの}
金や物をたかる

^{けいたいでん} ^わ ^{わるぐち} ^か
パソコンや携帯電話で悪口を書く

^み ^み
いじめを見て見ぬふりをする

「太田郷小学校のいじめ防止のポスター」